



えいせい

私達は36協定で守られている！

<勤務時間は17:15なのに、仕事が終わったのは18:30を過ぎている>

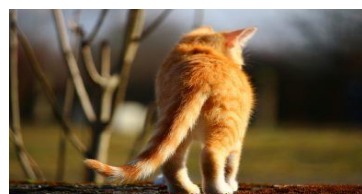
でも、誰も…超勤申請をしていない・・・

—勇気を持って超勤を申請すると—

<あなたは仕事が遅いから、こんな時間になるのよ>

<委員会は超勤申請できませんよ>

と言われた そんな経験はありませんか？



いわゆる36協定とは労働基準法36条に定められており、法定勤務時間を越えて勤務を命令する場合の超過勤務時間の上限を労使双方で決めています。36協定は私達を長時間労働から守っているのです。

当然、超過勤務になると超過勤務手当が支払われることとなります。でも、もしかしたら今あなたの職場で起こっている現実かもしれません。

黙示の指揮命令という言葉があり、実際に命令を出さなくても、業務の継続は黙示の命令とみなすというものです。命令はしていなくても支払い義務が発生します。

超勤手当のことでお困りの方はぜひ分会又は支部に相談してください。支部は超過手当を適正に受け取れる職場づくりに取り組んでいます。

7月1日に向けて独法化の準備が進んでいます！

3月25日の第1回都議会閉会后、急ピッチで法人への移行準備が進められています。

新しい人事給与制度では経過措置や資格手当、夜勤手当の変更など新しい制度が検討されています。衛生局支部は組合員の要望を踏まえ、病院支部と一緒に病院経営本部と話し合いを行っています。都立病院で勤務する職員が独法の職員になっても働きやすく、生活と権利を守られるようギリギリまで話し合いを継続していきます。

労働組合があるからこそ、この様に病院経営本部と話し合いをする事が出来ています。皆さんぜひ労働組合に入りましょう。よろしくお願いいたします。



戦争反対

だめ！絶対！

一つぶやき

経営本部からの
独法化への
全職員一人一人への
丁寧な説明は……



どーすんの？